

# 環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課  
清水行政局 建設環境室  
52-2111  
ごみ分別すれば資源

## 使用済小型家電回収ボックスの増設について

デジタルカメラや携帯電話などの小型家電にはレアメタルなどの有用金属が含まれています。これらの大切な資源を循環させるため、今年2月から有田川町役場各庁舎に回収ボックスを設置していますが、8月から新たに金屋文化保健センターと地域交流センターALECに増設しました。

ご家庭にある使用済小型家電のりサイクルにご協力ください。



- ・回収可能サイズ
- ・回収ボックスの投入口(高さ15cm・幅30cm・奥行40cm)に入る大きさ
- ・設置場所
- ・役場各庁舎玄関付近・金屋文化保健センター・地域交流センターALEC

## 生ごみ減量に対する補助制度

生ごみは家庭から排出される燃えるごみの約4割を占めます。また生ごみは水分を多く含んでいるため、水切りを徹底することで、生ごみを減らすことができ、処理費用の大きな削減に繋がります。

有田川町ではこれらの生ごみを減量するために次の補助制度があります。制度を有効利用していただき、生ごみの減量にご協力お願いします。



### ●生ごみ処理容器コンポストの無償貸与制度

生ごみを利用して堆肥に変えるコンポストを無償貸与する制度です。家に菜園がある、また近くに畑がある、このような方はぜひこの制度を利用していただき、ごみの減量にご協力ください。

- ・対象者／コンポスト容器の有効活用・維持管理ができ、後日、町からの簡単なアンケートに答えられる方
- ・貸出数／1世帯、または事業所に2台まで
- ・その他／吉備庁舎環境衛生課まで直接受け取りに来てください。(申請には印鑑が必要)

### ●生ごみ処理機購入補助制度

- 生ごみ処理製品(電気式タイプや手動式タイプなど)を購入された方に対して補助をします。
- ・補助額／購入金額の2分の1以内、上限額3万円
- ・補助回数／1家庭につき1台
- ・その他／購入前に事前申請が必要です。

### ●段ボールコンポスト用容器など購入補助制度

生ごみを利用して堆肥に変える段ボールコンポストを利用される方に対して補助をします。

- ・補助対象／段ボールおよび中に入る基材(もみ殻燐炭・ピートモスあるいは腐葉土・米ぬか)
- ※基材だけの補助もできます。
- ・補助額／購入金額の2分の1以内、上限額4,000円
- ・補助回数／1家庭につき、単年度(4月～翌年3月)に補助上限額(4,000円)以内であれば、回数は問いません。

## 環境センターからのお願い

破碎処理設備の整備に伴い、左記の期間『不燃ごみ』『粗大ごみ』の処理ができませんので、搬入を控えていただくようお願いいたします。

・期間／9月18日(金)～21日(月)

